

# 天皇・貴族が中心となった政治と文化 ～新学習指導要領を意識した奈良時代の授業実践例～

北海道公立中学校教諭

### はじめに 授業構想の視点

本稿は「中学生の歴史 初訂版」（以下教科書）「第2章3節 天皇・貴族が中心となった政治と文化」p.36～39の実践例である。

教科書p.36～50にわたるこの3節は、飛鳥時代後半から平安時代までを扱う単元である。律令制国家の成立から摂関政治に至る政治の流れ、東アジアの国々とのつながり、土地制度や税制度の中での人々の暮らしとその変化、天平文化と国風文化の特徴、などが内容である。

またこの単元は、新学習指導要領の内容の(2)イにあるように、「律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを通して、大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族の政治が展開したことを理解させる。」ことをねらいとしている。

それを踏まえ本稿では、教科書と帝国書院版「中学校スタンダード歴史資料」（以下資料集）を有効に活用した、奈良時代の授業実践例を提案したい。

授業を構成するうえで、以下の3点を生徒が理解できることを念頭に置いた。

① 大宝律令によって天皇による中央集権国家をめざし、平城京への遷都を実施したこと。

② 遣唐使による東アジアとのつながりと国際的な天平文化が栄えたこと。

③ 律令制のもとで、貴族と庶民の生活には大きな違いがあったこと。

また、若干の時数増ではあるが、3～4時間の単元構成を考えてみた。

## 2 学習の展開

第1時は「大宝律令によって天皇による中央集権国家をめざし、平城京への遷都を実施したこと」（教科書p.36～37）についてである。

律令国家の確立については、新学習指導要領解説に次のようにある。

「律令国家の確立に至るまでの過程」については、「聖徳太子の政治、大化の改新」（内容の取り扱い）などについて、小学校での学習の単なる繰り返しにならないよう留意し、その学習内容を有効に活用しながら、わが国が律令国家として形づくられていったことを大きくとらえさせる（中学校学習指導要領解説社会編p.74）。

そこで、教科書にある次の記述に着目させる。「太子は、大王中心の政治をめざし」（p.32）「中大兄皇子（のちの天智天皇）は…唐にならった国づくりをめざし、改革に着手しましたが（大化の改新）」（p.33）「天武天皇は、天皇を中心とする強い国家を望みまし

た。」(p.36)「大宝律令によって天皇を頂点とし、太政官が政策を決め…全国を統一して支配するしくみ(中央集権国家)が整備されました。」(p.36)

これらから、聖徳太子の政治、大化の改新、天武天皇の政治、大宝律令の完成に至る流れが「天皇を中心とする中央集権国家の確立」という大きな目的によって貫かれていることを生徒につかませたい。

その際、資料集p.34「天智天皇」「改新の詔」p.35「天武天皇」「律令による政治のしくみ」を活用したい。また、資料集p.40の「遣唐使船」の写真を紹介し、律令国家の確立には唐の制度を命がけて学んできた遣唐使たちの苦労があったことにふれるとともに、新羅、渤海など東アジア諸国とのつながりもできたことを、教科書p.37「国際 東アジアの国々との交流」からふれておく。



「資料集」p.34、35 天智天皇(左)、天武天皇(右)

平城京については、「天皇の力をみなに示し、高い地位をもつ豪族たち(貴族)を役人として住まわせるため、大規模な都が必要となった」(教科書p.37)ことから、遷都が行われたことを確認する。

なお、平城京遷都を行ったのは元明天皇であることを生徒に教えた方がよい。聖武天皇と勘違いする生徒がとても多いのが実態だからである。

第2時は「遣唐使による東アジアとのつながりと国際的な天平文化が栄えたこと」(教

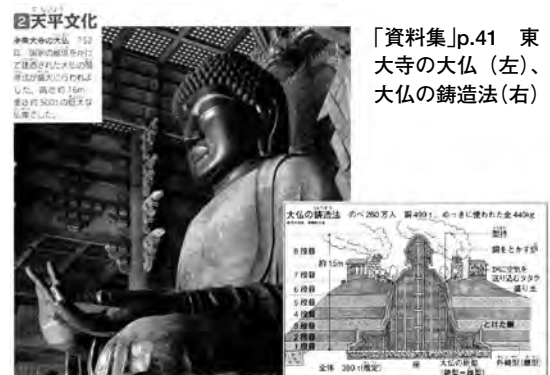
科書p.37)についてである。

古代の文化については、新学習指導要領解説に次のようにある。

古代の文化の学習に際しては、天皇・貴族、遣唐使、物語の作者などの「文化を担った人々」(内容の取り扱い)に着目させる。その際、「代表的な事例を取り上げてその特色を考えさせる」(内容の取り扱い(1)ウ)ようにする(中学校学習指導要領解説社会編p.75)。

そこで、前時の復習も兼ねて資料集p.35の平城京の模型図から、東大寺の位置を確認させる。そして、聖武天皇が都に大仏を本尊とする東大寺を、地方に国分寺、国分尼寺を建てた理由をおさえる。

とくに大仏については、資料集p.41を使い、大仏の写真、鑄造法などを確認させる。



「資料集」p.41 東大寺の大仏(左)、大仏の鑄造法(右)

また、資料集p.41「聖武天皇」の記述から天平文化についてふれ。資料集p.40~41を使い、正倉院宝物が中国だけではなくシルクロードを経て、遠く西アジアの影響を受けて



「資料集」p.41 聖武天皇(左)、東大寺正倉院(右)

いることに気づかせ、天平文化の特徴を考えさせる。

つまり、「天平文化を担った人々」について、「聖武天皇と遣唐使」に着目させ、「代表的な事例」として「東大寺、大仏、正倉院」を取り上げてその特色を考えさせるわけである。

あらかじめ断っておくが、教科書では天平文化と国風文化をp.42～43でまとめて扱っているため、ここでは遣唐使の影響により国際的な文化が栄えたことに気づかせる程度におさえておく。

第3時は「律令制のもとで、貴族と庶民の生活には大きな違いがあったこと」（教科書p.38～39）についてである。

ここでは教科書p.34～35「タイムスリップ！」を使いたい。想像図ではあるが、当時の人々のようすを読み取るにはとてもよい資料と考える。導入としては最適である。

図中の、調を運ぶ人、役人のようす、木簡の使用、馬上の人間の地位、庶民の住居などから、奈良時代の人々の生活のようすに興味を持たせたい。



「中学生の歴史 初訂版」p.34～35

ここではまず、班田収授法と租・調・庸に代表される税制度の概要を理解させる。農民の負担、土地に関する法令は資料集p.37を活用したい。また、重すぎる負担から逃亡する者もいたことが当時の戸籍に残っていること

から、公地公民の制度には戸籍が必要であったことに気づかせる。

### 国土地に関する法令

●班田収授法(646年)の要領

6歳以上の男子に2段、女子にその半分の土地を授け、年貢を納める。60歳以上の老人は、1段を授け、年貢を納めない。死じた場合は、3段の土地を授け、年貢を納めない。

●三世一身法(723年)

新しく田を開墾して土地を開墾した年には、墾田主、墾田主の子孫にのみ利用して墾田した家には一代だけ継承権を認める。

●墾田永年私財法(743年)

墾田は墾田者が、50年にわたるが、墾田の期間満了後には、墾田者が墾田した土地を、墾田主の子孫に継承させる。墾田主が墾田した土地は、墾田主の子孫に継承させる。墾田主が墾田した土地は、墾田主の子孫に継承させる。

年次	班田段数			墾田段数		
	年	月	日	年	月	日
646	10	13	1	1	4	5
647	1	8	3	1	0	0
648	1	1	1	1	0	0
649	1	1	1	1	0	0
650	1	1	1	1	0	0
651	1	1	1	1	0	0
652	1	1	1	1	0	0
653	1	1	1	1	0	0
654	1	1	1	1	0	0
655	1	1	1	1	0	0
656	1	1	1	1	0	0
657	1	1	1	1	0	0
658	1	1	1	1	0	0
659	1	1	1	1	0	0
660	1	1	1	1	0	0
661	1	1	1	1	0	0
662	1	1	1	1	0	0
663	1	1	1	1	0	0
664	1	1	1	1	0	0
665	1	1	1	1	0	0
666	1	1	1	1	0	0
667	1	1	1	1	0	0
668	1	1	1	1	0	0
669	1	1	1	1	0	0
670	1	1	1	1	0	0
671	1	1	1	1	0	0
672	1	1	1	1	0	0
673	1	1	1	1	0	0
674	1	1	1	1	0	0
675	1	1	1	1	0	0
676	1	1	1	1	0	0
677	1	1	1	1	0	0
678	1	1	1	1	0	0
679	1	1	1	1	0	0
680	1	1	1	1	0	0
681	1	1	1	1	0	0
682	1	1	1	1	0	0
683	1	1	1	1	0	0
684	1	1	1	1	0	0
685	1	1	1	1	0	0
686	1	1	1	1	0	0
687	1	1	1	1	0	0
688	1	1	1	1	0	0
689	1	1	1	1	0	0
690	1	1	1	1	0	0
691	1	1	1	1	0	0
692	1	1	1	1	0	0
693	1	1	1	1	0	0
694	1	1	1	1	0	0
695	1	1	1	1	0	0
696	1	1	1	1	0	0
697	1	1	1	1	0	0
698	1	1	1	1	0	0
699	1	1	1	1	0	0
700	1	1	1	1	0	0

「資料集」p.37 土地に関する法令

貴族の生活を支えるために都に運ばれた税の中で、地方の特産物である調の記録が木簡で残っていることを、資料集p.38～39を使って紹介するのもおもしろい。

ここから貴族の生活と庶民の生活を比較していく。資料集p.36～37を使い、「長屋王の屋敷」と「庶民の住居」、「貴族の食事」と「庶民の食事」、「貴族の服装」と「庶民の服装」、「役人の収入」と「貧窮問答歌」、それぞれの比較を通して、貴族の生活とそれを支えた人々の生活の実態に気づかせる。



●貴族の食事 ①はすの葉でつつんだごはん ②干し柿などの菓子 ③なすとうりの和え物 ④漬物 ⑤チーズに似た乳製品 ⑥焼きアブリ ⑦たけのこ、ふき、栗の花のゆでもの ⑧くるまえひの塩焼き ⑨乾燥なまこをもどしたもの ⑩干したたこ ⑪生かき ⑫鹿肉の塩辛 ⑬生の鮭、だいごん・しそ ⑭はすの葉入りごはん ⑮しょうゆのような調味料 ⑯塩 ⑰かも・せりの汁物

●庶民の食事 貴族の食事と比べると、粗末な内容で空腹のまま過ごすことも多かったようです。

「資料集」p.36、37 貴族の食事（左）、庶民の食事（右）

また、公地公民を基盤とした土地制度も口分田の不足などで長続きせず、743年の墾田永年私財法により崩れていくこともおさえておく。

第4時は「奈良時代のまとめとしての年表づくりと時代をあらわすキーワード探し」である。奈良時代とは平城京を中心に政治が行われた約80年間のことをいうが、本単元で出てくる、「大宝律令」「遣唐使」「班田収授法」などは、すべて飛鳥時代後半のことがらである。そこで教科書巻末の年表と資料集p.5の年表を参考に645年から794年までの年表を生徒につくらせてみる。そして、年表の中から奈良時代をあらわす重要語句（キーワード）を探し、それらをつなぎ合わせながら文章をつくり、奈良時代とはどんな時代であったかを各自でまとめさせてみるのである。

新学習指導要領では、内容の(1)ウに次のようにある。「学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動を通して、各時代の特色をとらえさせる。」

このことについて新学習指導要領解説では次のように述べている。

これは、「我が国の歴史の大きな流れ」を「各時代の特色を踏まえて理解させ」という歴史的分野の学習の基本的なねらいを踏まえ、新たに項目として設定したものである（中学校学習指導要領解説社会編p.71、傍点筆者）。つまり、学習した内容の

比較や関連づけ、総合などを通して、各時代の特色を大きくとらえ、それを表現する活動は、これからの歴史学習でとても重要になってくる要素であり、奈良時代でその活動を生徒に経験させておくことは、以後の歴史学習においてとても有効である。

紙幅の関係で年表が途中割愛されているが、参考までに学習プリントを例示しておく。重要語句（キーワード）の数については、生徒の実態や教師の意向によって変わっていくものとする。

### 3 終わりに

本実践例を提案するにあたって新学習指導要領の内容と、教科書や資料集の掲載資料を有効に活用することを意識してみた。

拙稿ではあるが、本実践例が読者のみなさんの授業づくりの一助になれば幸いである。

**奈良時代についてまとめよう！**

作業1 教科書や資料集の年表を参考にして( )に適語を入れなさい。  
 作業2 飛鳥時代と奈良時代を区分けしなさい。  
 作業3 天平文化が栄えたころを区分けしなさい。

西 暦	日本のできごと	時代	文化	世界のできごと
645 646	大化の改新 ( ) 実施			
672 673 701 702 707 710 717 723 724 741 743 752	( ) 即位 ( ) 第7回遣唐使 元明天皇 即位 ( ) へ都を移す 第8回遣唐使 三世一身の法 ( ) 即位 国分寺・国分尼寺建立の詔 ( ) 大仏造立の詔 ( ) 開眼供養			新羅が朝鮮半島を統一  唐の文化が栄える  イスラム帝国が成立
756 781 794	( ) ができる 桓武天皇 即位 平安京 へ都を移す		平安	

作業4 奈良時代をあらわすキーワードを3つ選びなさい。  
 \_\_\_\_\_

作業5 キーワードを使って、奈良時代とはどのような時代であったのかまとめてみよう。  
 \_\_\_\_\_